

簡易専用水道の手引

水道法において、マンション・事務所・学校・病院等で一定規模以上の受水槽がある水道施設の設置者に、衛生的管理義務が課せられています。

法的義務及び市の指導は次のとおりですが、この手引きの内容をよく理解し、適切な管理を行うようにしてください。

届 出	簡易専用水道に該当する場合は市へ届け出ること。
管 理	管理基準に従い管理すること。 ① 水槽の定期清掃(年1回) ② 施設の点検と清潔保持 ③ 異常時の水質検査 ④ 汚染事故時の給水停止
検 査	厚生労働大臣登録機関に依頼し管理状況についての検査を定期的に受けること。(年1回)

恵庭市生活環境部環境課

平成26年1月

I 簡易専用水道とは

中高層のビルやマンション等の共同住宅で水道水を使用する場合には、通常の水道水圧だけでは3階以上に安定して水を供給できないことから、水圧や水量を調整するため、水道事業から供給される水を「受水槽」に一旦貯水し、屋上等に設置した高置水槽に揚水し（直接圧力タンク等により給水する場合があります。）各階へ給水する仕組みがとられています。

この「受水槽」以下の給水設備は、各施設の設置者が管理しなければなりません。原水が水道事業者から供給する水道水であることから、とにかく安心しがちとなり、管理がおろそかになることもあります。

水道法では、受水槽以下の給水設備の管理を徹底するため、一定規模以上の施設（注1）について法的な義務付けをすることにより、安全で衛生的な水の確保を図ることとしています。

簡易専用水道は、水道事業者から供給される水のみを水源として、一旦受水槽に貯留し、給水する水道で、受水槽の有効容量が10立方メートルを超えるものが該当します。

（注1）受水槽の有効容量が10立方メートル以下の場合は、簡易専用水道に該当しません。

また、受水槽の有効容量が10立方メートルを超える施設であっても、受水槽に貯留された水を全く飲料水として使用しない場合、又は自家用井戸水等の水道水以外の水を水源とする場合、若しくは混合使用する場合は、簡易専用水道に該当しません。

受水槽が複数あって給水管等で相互に接続している場合の有効容量は、その合計量として算定します。

なお、次の基準(1)と(2)のいずれも満たす場合は、専用水道に該当することとなり、簡易専用水道としてではなく、専用水道としての届出が必要となります。

(1) 次のア、イのどちらかを満たすもの

ア 100人を超える居住者に必要な水を供給するもの

イ 生活の用に供する水の日最大給水量20立方メートル以上のもの

(2) 次のウ、エのいずれも満たすもの

ウ 水槽の有効容量が100立方メートル以上

エ 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以上

II 設置者の義務

簡易専用水道の設置者（所有者等）には、法による義務付け及び恵庭市専用水道及び簡易専用水道取扱規則によって次のことが定められています。

1 市への届出

簡易専用水道を設置した場合は、所定の様式により、市へ届け出てください。

また、設置者が変更となった場合や受水槽の規模が変更になった場合も届出が必要です。

2 維持管理

水槽の清掃を年1回以上定期に行うこと。

水槽内には水が停滞し空気と接触するため、水あかが発生したり、水道管を経て流入する砂・鉄さび等が堆積したりするため、定期的に受水槽及び高置水槽を清掃する必要があります。

この清掃を行う場合、法律ではとくに資格を定めていませんが、特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識・技術を有する者に委託することをお奨めします。なお、貯水槽清掃の専門的な知識・技術を有する者としては「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定された登録業者がいます。

水槽及びその周辺を定期的に点検し亀裂やオーバーフロー管の防虫網の破損等を発見したときは速やかに補修・改善をすること。

水槽の亀裂やマンホールの不備等は汚水の流入や、異物混入の原因となります。従って定期的に水槽とその周辺を点検し異常の有無を確認するとともに、整理整頓と清潔の保持に努め、異常を発見したときは、速やかに改善措置を取らなければなりません。

また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、速やかに点検してください。

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

適切な管理は安全で衛生的な水の供給を行うための必須条件ですが、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、また配水管の腐食が進行した場合には、水の色・濁り・臭い・味に異常が生じることがあります。

従って日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、速やかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善しなければなりません。

〔外観検査の方法〕

透明なガラスコップに水を入れ、透かして見て、色や濁りがないか、臭いをかいでみて塩素臭以外の異臭がないか、また、飲んでみて異味がないか、などを調べます。

供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し利用者等に周知すること。

水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の流入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止し、その水を使用することが危険であることを利用者に周知するとともに、市へ連絡し指示をください。

給水栓末端で遊離残留塩素を0.1mg/l(結合残留塩素の場合は0.4 mg/l)以上保持するよう必要に応じ再度塩素消毒を行うこと。

原水は既に消毒された浄水ですが受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確保されないことがあります。この場合、万一病原性微生物等が混入したときには感染症の発生を引き起こしかねません。法では残留塩素の測定はとくに義務付けられていませんが、用途・構造等に応じ随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒の措置をとる必要があります。

管理について図面、帳簿を備え記録・保存すること。

管理にあたっては、給水施設に関する構造図・系統図等が必要不可欠です。また、貯水槽の清掃や、日常の定期点検、設備の補修等の実施時期及びその内容について必ず記録し保存してください。

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡すること。

消防設備として飲用水用の水槽を共有することは本来望ましいものではありませんが、共用している場合は槽内の水抜きにより消防用設備としての機能が低下するおそれがあり、不測の事態に対処するためにも、必ず地元の消防機関に連絡をとっておいてください。

3 管理状況検査

毎年1回、検査機関へ依頼し、管理の状況について検査を受けること。

主要な法規制事項の一つとして、設置者には年 1 回管理状況の適否について検査機関の検査を受ける義務が課せられています。この検査制度の趣旨は、日常の管理に不備がないか、使用水が衛生的で安全なものであるか等について、厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けることによって、水質汚染事故の予防と早期発見に努めることにあります。

登録検査機関は、検査を行う区域を定め、厚生労働大臣の登録を受けています。登録検査機関は厚生労働省健康局水道課のホームページからご覧になることができます。

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>)

検査機関が実施する検査の内容は次のとおりです。

- (1) 水槽等の外観検査
受水槽・高置水槽の内外部の点検やその周辺の清潔状態についての検査
- (2) 給水栓における水質検査
臭気・味・色・色度・濁度及び残留塩素の検査
- (3) 書類検査
管理に必要な給水設備等の関係図面や水槽の清掃記録等管理に関する記録についての検査

管理状況について検査結果の報告をすること。

設置者は管理状況の検査を受けたときは、その結果を市に報告してください。検査の結果、特に衛生上問題があり、検査機関から市へその旨を報告するよう助言された場合は、速やかに報告し指導を受けてください。

Ⅲ 市の指導

市では、簡易専用水道の管理の適正を図るため、次の業務を行います。

1 届出の指導

簡易専用水道の正確な実態を把握するため、給水元である水道事業者から受水槽を有する施設の所在状況に関する情報を受け、法が適用される施設については、設置者に届出を指導します。

2 立入検査・改善指導

厚生労働大臣の登録検査機関による管理状況検査を受検し、衛生上問題がある旨を受検者から報告を受けた場合、立入検査を行い、改善措置をとるよう指導します。

このほか、必要に応じて担当職員を現場に立ち入りさせ、帳簿・水質・施設を検査し

たり、管理についての報告を受けたりすることがあります。

3 改善の指示・給水停止命令

管理が不適切で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう改善を指示することがあります。

また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれがある場合は、改善するまでの間給水の停止を命令することがあります。

IV 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、速やかに次の措置をとってください。

- 1 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市及び水道事業者、さらに必要に応じて千歳保健所に連絡し指導に従うこと。
- 2 給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用し飲料水を確保すること。直結栓がないときは、水道事業者に相談し応急給水を依頼すること。
- 3 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について市の指導に従うこと。